

琉球犬保存会規約

初版制定：令和7年9月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、琉球犬保存会(以下「保存会」という。)と称する。

(目的)

第2条 保存会は、琉球犬の保存普及を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 琉球犬の保存普及に関すること。
- (2) 琉球犬の計画交配に関すること。
- (3) 琉球犬の登録認定に関すること。
- (4) 琉球犬の資料収集・保管に関すること。
- (5) 琉球犬の活用に関すること。
- (6) その他琉球犬の保存普及に関して必要なこと。

第2章 会員及び機構

(会員)

第4条 保存会の会員は、琉球犬の保存普及に賛同する団体及び個人をもって組織する。

- (1) 正会員：琉球犬を飼養、会費を納めている者
- (2) 賛助会員：この会の目的に賛同する個人、又は団体

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、保存会に入会を申し出なければならない。

ただし、次の各号に該当する者は、入会を認めない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当する者
- (2) 犬猫等の動物を営利目的で継続的に販売する事業を主たる業とする者
- (3) 琉球犬の保存普及に反する目的をもって入会しようとする者
- (4) その他、保存会の目的及び活動に著しく反すると理事会が認めた者

(会費)

第6条 この会の会費は、次の通りとする。

- (1) 入会金 5000円
- (2) 年会費 5000円

会費の項目及び金額は、総会の決議にて改定することが出来る。

なお、納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、申し出により任意で退会することができる。

ただし、琉球犬飼養中の退会は基本的に認められない。退会する場合は、琉球犬血統書（登録証）は保存会へ返還するものとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会の会員としての義務に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の場合において、会長は当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、かつ、当該総会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名となった者は、飼養する琉球犬の血統書を保存会の指示する方法で返還しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 前条に該当した場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- (3) 保存会の許可なく琉球犬の所有権の放棄、譲渡、販売、担保設定、処分等を行ったとき。
- (4) 琉球犬以外の犬種と交配を行ったとき。

(支部)

第10条 保存会は、必要に応じ支部を設置することができる。

(専門部会)

第11条 保存会の事業を円滑に遂行するために専門部会を設置することができる。

(事務局)

第12条 保存会の事務局を会長の指定する場所に置く。

- 2 事務局には、事務局長、書記及び会計を置く。
- 3 理事は、事務局長、書記及び会計を兼務できる。

第3章 役員

第13条 保存会に次の役員を置く。

- (1) 会長（理事長） 1人
- (2) 副会長（副理事長） 1人

(3) 監事 2人

(会長及び副会長)

第14条 会長及び副会長は、総会において選任する。

- 2 副会長は、会長を補佐するほか、会長が欠けたとき、又は会長が事故、病気等で職務遂行が困難になったときは、その職務を代理する。

(役員)

第15条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員は、会務を審議執行する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了し、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第17条 保存会には、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験等を有する者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 参与は、保存会に、特に貢献の有する者に対し、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第18条 保存会の会議は通常総会、臨時総会、理事会とする。

(総会)

第19条 総会は、全会員を持って構成する。

通常総会は、年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は、全会員の3分の1以上より会議に討議すべき事項を示して、請求があたときに開催する。

(総会の招集)

第20条 総会の招集は会長が行う。

- 2 総会の招集は、少なくとも総会開催日の10日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を会員に通知する。

(総会の議決)

第21条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 改定規約の承認
- (2) 年度の事業計画
- (3) 年度の収入支出の予算

- (4) 事業報告及び決算
- (5) 保存会の解散に関する事項
- (6) 役員を選任
- (7) その他保存会に影響する重要な事項

(理 事 会)

第22条 理事会は会長、副会長及び総会にて理事に任命された者で構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき又は、理事の3分の1以上より、会議の目的である事項を示して請求があったとき開催する。

(理 事 会 の 議 決)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 本規約の改定案作成並びに諸規程の制定及び改廃
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 総会にて討議する事項
- (4) 専門部会の設置・運営に関する事項
- (5) その他業務上必要な事項

(議 長)

第24条 会議の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は、会長が事故、病気等で職務遂行が困難になったときは、副会長が議長となる。

(会 議 の 定 数)

第25条 会議は定員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

ただし、理事会は、同一事項について2回以上招集しても、定員に達しないときはその限りではない。

(会 議 の 議 決)

第26条 会議は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第5章 資産及び会計

(資 産 の 管 理)

第27条 保存会の資産は、事務局にて会計管理・事務局長確認のもと会長が保管する。

- 2 監事は事業年度ごとに会計監査を実施し、総会にて報告を行うものとする。

(資 産 の 処 分)

第28条 保存会の資産の運用方法並びに保存会解散の際の資産処分、および保存会所有の琉球犬の扱いは、総会の議決により決定する。

(事 業 年 度)

第29条 保存会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費の充当)

第30条 保存会の経費は、会員から納入された下記の項目費及び寄付金、事業、資産の運用から生じる収入、並びにその他の収入をもってこれに充てる。

- (1) 入会金
- (2) 年会費
- (3) 琉球犬登録料
- (4) 移動証明手数料

第6章 その他

(繁殖協力)

第31条 会員は、琉球犬が沖縄県の天然記念物であることを理解し、保存会の指定する繁殖プログラムに参加すること。

- 2 会員は、琉球犬の血統を守り、交雑を防ぐこと。
- 3 保存会の会員が飼養する琉球犬の繁殖した子犬の所有権は、保存会に属し、譲渡等の取扱いについては保存会に一任すること。

附則

1. 本規約は、平成2年、新垣義雄獣医師により設立された琉球犬保存会が事実上消滅したことを受け、令和7年現在、同保存会の再建と血統管理を主導する唯一の琉球犬保存会宮古島支部(現宮古島アニマルパーク)が、琉球犬保存会再建のために、従来の琉球犬保存会の規約の全面見直しを行ない、新規に初版として制定したものである。
2. 本規約は、関係法令の改正、社会情勢の変化、または当団体の運営上の必要に応じ、理事会にて作成した改定内容を総会の承認をもって改定することができる。改定後の規約は、保存会構成員への通知をもって効力を生じる。
3. 保存会の規約に基づき血統書(登録証)の返還が求められる場合、これは保存会による血統管理および繁殖管理の対象から当該個体を除外するための手続きであり、当該個体の飼養そのものや、動物としての扱い・生活を制限するものではない。
4. 個人情報の取扱い
保存会は、会員の氏名、住所、連絡先その他の個人情報を、会務の遂行及び琉球犬の保存管理の目的に限り適正に取得・利用し、第三者に提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除く。
5. この規約は、令和7年9月1日から施行する。